

# 組み込みソフトウェア補足条項



## シーメンスデジタルインダストリーズソフトウェア

本組み込みソフトウェア補足条項(以下「**本組み込みソフトウェア条項**」という。)は、オーダーに「**EMB-IES**」又は「**EMB-EPS**」の英数字コードが指定された提供物及び製品(以下「**組み込みソフトウェア提供物**」という。)のみに関する、お客様と **SISW** の間のユニバーサルカスタマー契約(以下「**UCA**」という。)又はエンドユーザーライセンス契約(以下「**EULA**」という。)を修正するものです。本組み込みソフトウェア条項は、適用する **UCA** 又は **EULA** 及びその他の適用する補足条項と共に、両当事者間の契約(以下「**本契約**」という。)を形成するものです。

1. **定義** 本条項で用いられる用語は、本契約の他の箇所で定義されている意味を有します。以下に追加の定義は、本組み込みソフトウェア条項に適用されます。

「**権限を有する代理人**」とは、お客様のコンサルタント、代理人又は請負業者としてお客様の社内業務を支援する目的で、組み込みソフトウェア又はツールソフトウェアへのアクセスを必要とする個人を意味します。「**EMB-IES**」の英数字コードが指定される製品の場合、お客様の敷地内で作業を行うか、又はお客様の **WAN** に接続して対象地域内の任意の場所から組み込みソフトウェアにアクセスするコンサルタント、代理人請負業者、又はのみが。

「**使用許諾範囲**」とは、ハードウェア (**ECU** やプロセッサ等)、プラットフォーム、ソフトウェア、製品制限、ユーザー制限等、オーダーに記載された組み込みソフトウェアに対する特定のライセンス制限変数のことを意味します。

「**正規ユーザー**」とは、お客様の従業員又は権限を有する代理人を意味します。1国以上の対象地域に対して付与されたライセンスの場合は、お客様の子会社の従業員及び権限を有する代理人も含まれます。

「**ブランド**」とは、1社の自動車会社による自動車製品ラインを意味します。これはオーダーに明示的に特定されるように、「**製造元**」とも呼ばれます。

「**顧客製品**」とは、(i) オーダーに「**EMB-EPS**」の英数字コードが指定される製品の場合、お客様又はお客様の代理人が開発及び/又は製造を行うオーダー上の製品、(ii) オーダーに「**EMB-IES**」の英数字コードが指定される製品の場合、高度に危険な用途(航空宇宙分野、原子力分野、化学分野、生物反応器分野、石油化学分野、軍事分野を含む)は除外されるが、軍用海上輸送船を含む、可動機械又はそのコンポーネントを意味します。

「**お客様の子会社**」とは、お客様により支配される会社のことを意味します。本定義との関係において「**支配**」とは、関連会社の株式のうち、議決権のある株式の **50%**超を直接又は間接的に所有していることを意味します。両当事者が、組み込みソフトウェア提供物を使用できる事業者(お客様を除く)について異なる条件に合意している場合、「**お客様の子会社**」とは、その条件で規定された事業体を意味するものとします。

「**Electronic Control Unit**」又は「**ECU**」とは、オーダーに明示的に特定されるように、特定の定義済みのマイクロコントローラーを搭載し、コネクタが装備されたハウジング内にパッケージされ、機能性を備えた特定の論理プリント回路基板を意味します。

「**組み込みソフトウェア**」とは、組み込みソフトウェア提供物に含まれるソフトウェアのことを意味し、アプリケーション、オペレーティングシステム、ファームウェア、ドライバーの各コンポーネントから構成され、設計されたデバイスに組み込まれて実行されることを前提としています。

「**実行コード**」とは、メモリにロードし、プロセッサにより実行することができる機械可読フォーマットに変換されるコンパイル済みプログラムを意味します。

「**リンク可能なオブジェクトコード**」とは、コンピューターによるソースコードの機械可読フォーマットへの変換、処理又はコンパイルから生じるリンク可能なコードを意味します。

「**合法的ユーザー**」とは、(i)顧客製品を合法的に入手し、(ii)顧客製品を使用するために合理的に必要な範囲に厳密に限定し、且つ適用される著作権法に従って、顧客製品に組み込まれた組み込みソフトウェアを使用する顧客製品のユーザーを意味します。

「**プラットフォーム**」とは、オーダーに明示的に特定されるように、複数の車のモデル、ブランド又は自動車会社にわたり共有される共通の基盤又は設計環境を意味します。

「**プロセッサ**」とは、組み込みソフトウェアと一緒に使用され、顧客製品に実装される特定のマイクロプロセッサを意味します。

「**サイト**」又は「**認可場所**」又は「**開発場所**」とは、正規ユーザーによるソフトウェアの使用が許諾された、お客様の敷地内の物理的な場所のことを意味します。正規ユーザーの正式且つ慣習的な勤務地が使用許諾されたサイトである場合、正規ユーザーが当該サイト以外の場所(当該ユーザーの居住地、空港、ホテル等)でソフトウェアを随時使用することは、そのサイトの制限に準拠した使用とみなされます。

「**対象地域**」とは、お客様によるソフトウェアのインストール及び使用が許諾されている、オーダーに指定されたサイト又は地理的な場所を意味します。オーダー又は本契約の他の箇所指定されていない場合、対象地域は、お客様が主たる事業所を有する国とします。

「**ツールソフトウェア**」とは、ソフトウェア開発者が、組み込みソフトウェアの作成、開発、コンパイル、デバッグ、アセンブリ、リンク又はその他の方法で保守を行うために使用し、その性質上、組み込みソフトウェアの一部となる必要のないコンピュータープログラム（例えば、ソフトウェアのソースコードジェネレーター、メイクファイル、構成ファイル、ビルドファイル、サンプルコード等）を意味します。

2. **ライセンス及び使用タイプ** 以下のライセンス及び使用タイプは、ソフトウェアに関して提供されます。オーダーに記載された、特定のソフトウェアに関する追加ライセンス及び使用タイプが指定されます。個々のライセンスは、オーダーに指定する期間において、対象地域で正規ユーザーのみが使用することができます。

2.1 「**フローティング**」ライセンス又は「**同時ユーザー**」ライセンスとは、ツールソフトウェアへのアクセスが、常に、オーダーごとと取得されたツールソフトウェアライセンスの正規ユーザー数に制限されることを意味します。

2.2 「**ノードロック**」ライセンス又は「**モバイルコンピューター**」ライセンスとは、ツールソフトウェアの使用が、お客様の指定する単一のワークステーションに制限されることを意味し、この制限を管理するためのハードウェアロックの装置又は dongle が含まれます。かかるハードウェアのロック装置又は dongle は移動可能です。これは、新しいライセンスファイルを発行しなくても、これらを対象地域内の別のワークステーションに自由に移動できることを意味します。

2.3 「**製品別**」ライセンスとは、ソフトウェアの使用が、指定の使用許諾範囲に従ってソフトウェアをインストールすることが許可されている顧客製品のみで制限されることを意味します。

2.4 「**開発**」ライセンスとは、以下を意味します。

i. オーダーに「EMB-IES」の英数字コードが指定されているソフトウェアの場合：使用許諾範囲に基づきハードウェアシステムにインストールするために、且つ組み込みソフトウェアのソースコードをリンク可能なオブジェクトコード及び/又は実行コードに構成、コンパイル及びアセンブルして、それを可動機械若しくはそのテストバージョンに統合することなく、又は商用配布することなく、ソフトウェアの試験を実施するというお客様の社内目的のために、組み込みソフトウェアのリンク可能なオブジェクトコードを組み込む非独占的、譲渡不能の権利。

ii. オーダーに「EMB-EPS」の英数字コードが指定されているソフトウェアの場合：それぞれの使用許諾範囲の制限に従って、特に正規ユーザーによる組み込みソフトウェアの構成、デバッグ、コンパイル、アセンブル、リンク、及び実行コード形式による顧客製品への組み込みを実行するために、組み込みソフトウェアを使用、試験、立証、変更及び複製する非独占的、譲渡不能の権利。

2.5 「**生産**」ライセンスとは、以下を意味します。

i. オーダーに「EMB-IES」の英数字コードが指定されているソフトウェアの場合：使用許諾範囲に基づきハードウェアシステムにインストールするために、且つ組み込みソフトウェアのソースコードをリンク可能なオブジェクトコード及び/又は実行コードに構成、コンパイル及びアセンブルして、それを顧客製品に統合し、顧客製品又はそのテストバージョンとともに世界的に配布する目的で、組み込みソフトウェアのリンク可能なオブジェクトコードを組み込む非独占的、譲渡不能の権利。

ii. オーダーに「EMB-EPS」の英数字コードが指定されているソフトウェアの場合：第 2.4.ii 条を完全に遵守することを条件として、組み込みソフトウェアの実行コードが組み込まれた顧客製品を世界的に配布する非独占的、譲渡不能の権利。

2.6 「**永久**」ライセンス又は「**延長**」ライセンスとは、有効期限が設定されていないソフトウェアを使用するライセンスを意味します。オーダーに別途規定されている場合を除き、永久ライセンスには保守サービスは含まれません。

2.7 「**サブスクリプション**」ライセンス又は「**期間**」ライセンスとは、オーダーに指定する期間限定ライセンスを意味します。保守サービスは、サブスクリプションライセンス料金に含まれます。サブスクリプション期間が複数年に及ぶ場合、SISW は、期間中に新規ライセンスキーを発行することを要求することができます。

### 3. その他の規定

3.1 **デフォルトのライセンス付与** フローティングライセンス又はノードロックライセンスに基づきライセンスが付与されている場合を除き、SISW は、お客様に対し、オーダーに指定する期間に、お客様の社内業務目的に限り、ツールソフトウェアの実行可能バージョンを正規ユーザーに使用又はインストールさせる非独占的、譲渡不能のライセンスを付与します。組み込みソフトウェアに対して付与される全てのライセンスは、オーダーに生産ライセンスであることが明示的に指定されない限り、開発ライセンスとなります。

3.2 **サブライセンスの付与及び解除** それぞれの生産ライセンスのライセンス制限に従って、お客様は以下を行うための非独占的、譲渡不能、サブライセンス可能 (さらなるサブライセンス付与の権利を含む)、及び永久的な権利を有します。

i. 顧客製品に組み込まれた組み込みソフトウェアの実行可能バージョンを顧客製品の合法的ユーザーに配布する。

- ii. 顧客製品を使用するために合理的に必要な範囲に厳密に限定して、顧客製品に組み込まれた組み込みソフトウェアの実行可能バージョンを合法的ユーザーに使用させる。

期間満了又は SISW による解除は、SISW による解除又は満了前に合法的ユーザーに付与されたサブライセンスに影響を与えないものとします。

- 3.3 **ソースコード** 組み込みソフトウェア又はその一部がソースコード形式で提供される場合、お客様はそのソースコードのみを使用して、ソフトウェアのエラーの修正及び/又は機能強化、合意済みのコンパイラ仕様に従ったコンパイル、又は使用許諾範囲に基づく組み込みソフトウェアの修正を行うものとします。SISW のサポート及び保証の義務と責任は、修正されておらず、SISW から提供されたままの状態の組み込みソフトウェアのみに適用されます。
- 3.4 **お客様のレポート** お客様は、常に、本契約で規定する監査権に加えて、現在組み込みソフトウェア又はツールソフトウェアを使用している全ての法人(請負業者を含む)の身元及び場所、お客様が配布するユニット数又はソフトウェアを使用している顧客製品、プロセッサ、ECU、ブランド若しくはプラットフォームに関する詳細を特定する記録を保持するものとします。お客様は SISW が要求する情報を、その要求日から 30 暦日以内に提供するものとします。
4. **ポーティングサービス** 「ポート」又は「ポーティングサービス」としてオーダーに指定された標準的なポーティングサービスでは、オーダーの付録に指定するハードウェア構成で機能するように、組み込みソフトウェアのカスタマイズを必要とします。SISW が受諾するかかるポーティングサービスに対するオーダーでは、新規のハードウェア構成にポーティングされる組み込みソフトウェアの使用許諾範囲が自動的に変更されます。
5. **間接的な使用** お客様のハードウェア又はソフトウェアを介してツールソフトウェアを間接的に使用しても、お客様が必要とする正規ユーザーのエンタイトルメント数が減少することはありません。
6. **ホストの識別子、第三者によるホスティング** お客様は、ライセンス管理の対象となるツールソフトウェアがインストールされる各ワークステーション又はサーバーのホスト識別子を含む十分な情報を SISW に提供するものとします。SISW は、各オーダーで付与されたライセンスの範囲に従って、ソフトウェアへのアクセスを可能にするライセンスファイルを生成します。お客様は、SISW の事前の書面による承諾がある場合に限り、ツールソフトウェアのホスティングを第三者に委託することができます。SISW は、かかる承諾の条件として、書面による別途の契約を要求することができます。
7. **組み込みソフトウェアの保守サービス** 組み込みソフトウェアの保守サービス、拡張サービス及び技術サポートサービス (以下「保守サービス」という。) は、<https://www.siemens.com/sw-terms/mes>に掲載されている条件が適用され、参照により本契約に組み込まれます。
8. **XaaS提供物に適用される条項**
- 8.1 **エンタイトルメント** 組み込みソフトウェア提供物に含まれるクラウドサービスは、(i) 輸出規制の遵守に関する本契約上のお客様の義務を条件として、当該クラウドサービスについてオーダーに記載された正規ユーザー数を上限として全世界で使用することができ、(ii) 当該組み込みソフトウェア提供物に含まれるソフトウェアと組み合わせて使用する必要があります。権限を有する代理人は、このクラウドサービスの目的において、時々、お客様の敷地外からクラウドサービスにアクセスして使用できます。クラウドサービスにおいて、お客様がゲスト (以下「guest」という。) として追加のユーザーにアクセス権を提供できる場合、お客様の従業員、お客様、クライアント、サプライヤー、コンサルタント、代理人、請負業者又はビジネスパートナーとして、お客様の社内業務を支援する目的で、そのゲストユーザーのアクセス権を、クラウドサービスにアクセスする必要がある個人に提供することができます。ゲストユーザーは、本契約で規定されている正規ユーザーとみなされますが、当該サブスクリプションのオーダーに記載されている正規ユーザーの上限数のカウント対象にはなりません。いずれの場合も、各ユーザーは、ユーザー名で識別できる特定の正規ユーザーでなければなりません。お客様は、クラウドサービスにアクセスして使用するための権利を、暦月に1回、同じエンタイトルメントのカテゴリ内の特定の正規ユーザーから別の正規ユーザーに再割り当てすることができます。お客様によるクラウドサービスの使用には、追加の制限が適用される場合があります。この制限は、クラウドサービスの設定によって技術的に適用される場合があります。
- 8.2 **サポート及びSLA** SISW が提供するクラウドサービスの技術サポート及び適用されるサービスレベルは、<https://www.siemens.com/sw-terms/sla>に掲載されているクラウドサポート及びサービスレベルのフレームワークによって管理されます。このフレームワークは参照することによって本契約に組み込まれます。技術サポート及びサービスレベルは、保守サービスの対象から除外されたソフトウェアと組み合わせて使用されるクラウドサービスには適用されません。